

(様式第E-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【乾燥きのこ】
年 月 日

三重県知事 あて
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 あて

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。
なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請
します。

(フリガナ) 申請者名 (個人・法人)	(フリガナ) 法人代表者
---------------------------	-----------------

加工対象品目	
品目番号	品目名

申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

郵便番号	県名	市町村名
字番地	TEL FAX 携帯電話	
HP アドレス	E-mail	

法人または団体における担当部所(事務局)について

担当者名 (フリガナ) 氏名	担当部所名 (事務局)	
郵便番号	県名	市町村名
字番地	TEL FAX 携帯電話	
E-mail		

2. 乾燥加工施設所在地

郵便番号	県名	市町村名
字番地	TEL FAX	
郵便番号	県名	市町村名
字番地	TEL FAX	

3. 仕入れ先の状況

状況	該当に
自作分のみ	
自作分と他からの仕入れ	
自作分は無く、仕入れのみ	

他からの仕入れがある場合は、様式E-1-
号を添付する。

4. 各種記録簿整備状況

記録区分	実施中	実施予定
生鮮きのこ買受け記録		
乾燥加工記録		
乾燥きのこ出荷記録		
表示票管理記録		

実施中、実施予定いずれかの欄に 印を記入する。
記録の整理は仕入れと乾燥加工の出入りを確認するためのものである。

5. 乾燥加工施設の現地管理

管理区分	実施中	実施予定
原材料混入防止の徹底		
衛生管理の徹底		
異物混入防止管理の徹底		
廃棄物管理の徹底		
添加物の不使用		

実施中、実施予定いずれかの欄に 印を記入する。

6. 登録要件

(1) 登録生産者の責務

登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとします。(要綱第11)

同意する	同意しない

制度運営機関や県が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)

制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)

登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定を受けた者がこれを負うこととします。(要領第8)

7. 加工の実施

申請品目の加工品を製造販売する計画がある場合、加工品にも認定マークの使用を希望しますか。

希望する	希望しない (加工しない)

注) 認定マークの使用が認められる加工の種類は次の通りです。(登録・認定基準別表3を参照)

【裁断】【粉碎】【製粉】【焙煎】

認定マークの使用を希望する場合は様式第C号及び添付資料を添付してください。(生産者が自ら加工販売を行う場合)

生産者と別の事業者が加工販売を行う場合は、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度対象品目及び登録・認定基準別表3」による登録申請が必要です。(申請様式:様式第B号及びその添付資料)

8. 添付資料

(1) 生鮮きのこと買入予定者一覧表(様式第E-1- 号)

(2) 乾燥きのこと加工施設概要書(様式第E-2号)

(3) 加工を希望する場合は様式第C号及び添付資料(生産者自らが加工を行い、仕入れが無い場合のみ)